

公 告

一般競争入札（郵便入札）を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第5条の規定に基づき公告する。

令和2年8月24日

高知市長 岡 崎 誠 也

1 入札に付する事項

(1) 件名

高知市有施設電力需給

(2) 目的及び概要

高知市が市有施設において使用する電力を小売電気事業者から調達するもの

(3) 調達条件

仕様書及び契約書（案）のとおり

(4) 需要場所

仕様書のとおり

(5) 調達期間

令和3年1月1日0時00分から令和3年12月31日24時00分まで

2 入札の方法

入札書郵送方式による郵便入札

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別記のとおり

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加する者が有しなければならない資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 条）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (3) 本入札の公告日から契約締結日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者であること。
- (4) 電力の供給契約について、次のすべての条件を満たした契約を履行した実績を有する者であること。
  - ア 1 か年に供給した電力量の予定量又は実績量が 10,000,000kWh 以上であること。
  - イ 電力供給期間が、本入札の公告日までに 1 か年を経過していること。
- (5) 本入札の公告日から起算する過去 2 年間に於いて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定による公表をされていない者であること。
- (6) 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者であること。
- (7) 健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者であること。
- (8) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれかに該当しない者であること。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。申立てがなされた者については、再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がなされている者であること。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者であること。
- (11) 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者であること。
- (12) 高知市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針（令和 2 年 4 月 1 日制定）に示す入札参加資格の要件を満たす者であること。

## 2 関係書類の交付

- (1) 高知市（以下「本市」という。）が、本入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）へ交付する書類は、別表 1 関係書類のとおりとする。
- (2) (1)の書類は次の URL に掲載し、入札参加希望者へ交付する。  
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/>

## 3 仕様書等に関する質疑

- (1) 入札参加希望者で、仕様書等に質疑がある場合には、質疑書（様式第 5 号）に質疑事項を記載

し、提出すること。

- (2) (1)の質疑書の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする

提出方法	ファクシミリ（送信後、提出先へ書類到達の確認をすること。）
提出期限	令和2年8月31日(月) 17時00分必着
提出先	14 全ての書類の提出先及び問合せ先

- (3) 質疑に対する回答は令和2年9月4日(金) 17時00分までに高知市財産政策課Webサイトに掲載する。

#### 4 入札参加資格審査の申請

- (1) 入札参加希望者は、本市の入札参加資格審査を受けなければならない。
- (2) (1)の審査を受けようとする者は、別表2 申請書類に定める書類を提出しなければならない。この場合において、本市の令和2・3年度物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、No. 1～4以外の申請書類の提出を省略することができる。
- (3) 申請書類は本社（本店）に係るものとする。
- (4) 申請書類の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	持参若しくは一般書留又は簡易書留郵便による郵送（別図1参照） ・封筒に申請書類が封かんされていること。 ・封筒の表に案件名、開札日、入札参加希望者の住所（所在地）及び氏名（法人にあっては名称及び入札する権限を有する者の職名及び氏名とする。以下同じ。）並びに「入札参加申請書類在中」及び「親展」の文字を明記すること。
提出期限	令和2年9月11日(金) 17時00分必着
提出先	14 全ての書類の提出先及び問合せ先

#### 5 入札参加資格審査の結果通知

- (1) 本市は入札参加資格審査の申請をした者に対し、審査の結果を令和2年9月18日(金) 17時00分までにファクシミリで通知する。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日含む）に、文書をもって説明を求めることができる。

#### 6 入札書類の提出

- (1) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者は、本入札への参加をすることができる。
- (2) (1)の参加をしようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別表4 入札書類に定める入札書及び入札内訳書（以下「入札書類」という。）を提出しなければならない。
- (3) 入札書に押印する印鑑は、使用印鑑届にて登録した印鑑とすること。
- (4) 入札書の日付は、開札日(初度の入札は、令和2年10月1日)とすること。
- (5) 入札書類の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	一般書留又は簡易書留郵便による郵送（別図2参照） ・入札書類が封かんされた封筒（以下「内封筒」という。）が、郵送用封筒に封かんされていること。 ・内封筒の表には案件名、入札者の氏名及び「入札書」の文字を明記すること。 ・郵送用封筒の表には案件名、開札日、入札参加者の住所（所在地）及び氏名並びに「入札書類在中」及び「親展」の文字が明記されていること。
提出期限	令和2年9月30日(水) 17時00分必着

提出先	14 全ての書類の提出先及び問合せ先
-----	--------------------

## 7 入札の執行

- (1) 入札書類の開札は、次の開札日時及び開札場所において即時に行う。

開札日時	令和2年10月1日(木) 10時00分
開札場所	高知県高知市本町五丁目1番45号 高知市本庁舎3階 入札室

- (2) 落札者は、本市があらかじめ定めた予定価格以下の金額で、最低金額をもって入札した者とする。
- (3) 入札参加者のうち開札立会を希望する者は、開札日前日の9月30日(水) 17時までに本市へ連絡をしなければならない。
- (4) (3)の立会を希望する者がいない場合は、本入札の事務に関係のない本市職員に開札の立会をさせるものとする。
- (5) 同価格の入札をした者が2者以上あるときは、本入札の事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引くものとする。
- (6) 入札保証金は、高知市契約規則(昭和40年規則第4号。以下「契約規則」という。)第8条第3号の規定により免除とする。

## 8 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、辞退届(様式第8号)を提出すること。提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	ファクシミリまたは郵送(ファクシミリの場合は、送信後、書類到達の確認を行うこと。)
提出期限	令和2年9月30日(水) 17時00分必着
提出先	14 全ての書類の提出先及び問合せ先

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者が開札時点において入札参加資格を有していないとき。
- (2) 入札書類が提出期限までに到達しないとき。
- (3) 同一の入札に対して2以上の入札書類が提出されたとき。
- (4) 入札書類が「6 入札書類の提出」に基づいて作成されていないとき。

## 10 再度の入札

- (1) 「7 入札の執行」において落札者が決定しないときは、日時を改めて再度の入札を行う。この場合において、本市は、入札参加者に対し再度の入札を行う旨を直ちに連絡するものとする。
- (2) 再度の入札は、下記のとおりの日程で1回(初度の入札と合わせて2回)のみ行う。この場合において、初度の入札の規定を準用する。

入札書類の提出期限	令和2年10月7日(水)
開札日時	令和2年10月8日(木) 10時00分

- (3) 再度の入札において、初度の入札の最低価格以上の入札をしたときは、入札を辞退したものとみなす。

## 11 入札の結果通知及び公開

- (1) 落札者が決定したときには、落札者名及び落札金額を開札場所において発表するとともに、入札

参加者全てに対しその旨の通知を行い、高知市財産政策課Webサイトで公表する。

- (2) 本市は、開札後において入札参加者全ての入札金額を公開できるものとする。
- (3) 本市は、落札者の入札金額の算定根拠となった各種単価を公開できるものとする。

## 12 契約の締結

- (1) 契約保証金は、契約規則第39条第7号の規定により免除とする。
- (2) 落札者は、契約書（案）に基づいて直ちに本市と協議を行い、契約書を速やかに作成しなければならない。契約書に定める契約金額は、入札書に記載した金額の根拠となった各種単価とする。
- (3) 落札者は、令和2年10月20日（火）（再度の入札の場合は、令和2年10月27日（火））までに本市と契約を締結しなければならない。落札者がこの期限までに契約を締結しないときは、落札者としての資格を失うものとする。
- (4) 落札決定から契約締結期限までの間に、落札者が仕様書の条件を満たしていない又は「1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に定める入札参加資格のない者であることが明らかとなった場合、落札決定を取り消し、落札者と契約を締結しないものとする。

## 13 その他

- (1) 本入札及び契約に関して要した費用については、全て入札参加者及び落札者の負担とする。
- (2) 本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本市は、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入・歳出予算の当該金額の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除できるものとする。

## 14 全ての書類の提出先及び問合せ先

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

高知市財務部財産政策課 担当：岩戸・堅田

Tel：088-802-5688（直通） Fax：088-823-9568

E-mail：kc-051700@city.kochi.lg.jp

別表1 関係書類

番号	書類の名称	備考
1	高知市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針	
2	仕様書	
3	需要場所一覧	仕様書別紙1
4	予定使用電力量	仕様書別紙2
5	電気料金請求先一覧	仕様書別紙3
6	契約書(案)	
7	一般競争入札参加資格審査申請書	様式第1号
8	業務履行実績調書	様式第2号
9	委任状	様式第3号
10	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	様式第4号
11	質疑書	様式第5号
12	入札書	様式第6号
13	入札内訳書	様式第7号
14	辞退届	様式第8号
15	使用印鑑届	様式第9号

別表2 申請書類

入札参加希望者のうち令和2・3年度物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、No.1～4以外の申請書類の提出を省略することができる。

No.	名称	作成要領
1	一般競争入札参加資格審査申請書	(様式第1号)
2	小売電気事業者として登録されている者であることを証する書類の写し	(任意様式)
3	業務履行実績調査	(様式第2号) 実績として記載する業務名称等は、次のア及びイに定める条件を全て満たすものを1件以上記載し、条件を満たしていることが確認できる書類(契約書等)を添付すること。添付の契約書等は、条件を満たしていることが確認できる箇所以外の黒塗りは可とする。 ア 1か年に供給した電力量の予定量又は実績量が10,000,000kWh以上であること。 イ 電力供給期間が、本入札の公告日までに1か年を経過していること。
4	電力調達契約に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書	高知市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針(別記様式)及び根拠書類
5	委任状(委任先がある場合)	(様式第3号) 本契約に関する権限の一部又は全部を支店等に委任する場合No.10及びNo.11については委任先の所在地の市町村が発行する市町村税に係る納税証明書及び都道府県が発行する都道府県税に係る納税証明書を提出すること。
6	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	(様式第4号)
7	印鑑証明書	入札参加資格審査申請書及び入札書等に押印する実印の証明書
8	使用印鑑届	(様式第9号)
9	登記簿謄本又は登記事項証明書	法務局が発行する現在事項全部証明書等
10	市町村税に係る納税証明書	市町村が発行する滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書。なお、本社所在地が東京23区の場合は当該証明書については、提出しないものとする。
11	都道府県税に係る納税証明書	都道府県が発行する滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
12	国税に係る納税証明書	法人税、消費税及び地方消費税及びその他(源泉所得税及び復興特別所得税)について未納がないことを確認できる証明書の種類「その3」を提出すること。
13	健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金に係る納入確認書	直近2か年において未納がないことが確認できること。なお、管掌する保険組合により提出書類が異なるので注意すること(別表3参照)。

※7, 9, 10, 11, 12, 13の官公署等発行の証明書類については、入札参加申請日から遡って3か月以内に交付された書類(写し可)を提出すること。

別表3 健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金に係る納入確認書

管掌区分	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
全国健康保険協会管掌健康保険	社会保険料納入確認(申請)書(※)	社会保険料納入確認(申請)書(※)	社会保険料納入確認(申請)書(※)
組管管掌健康保険	健康保険料納入確認書	社会保険料納入確認(申請)書(※)	社会保険料納入確認(申請)書(※)

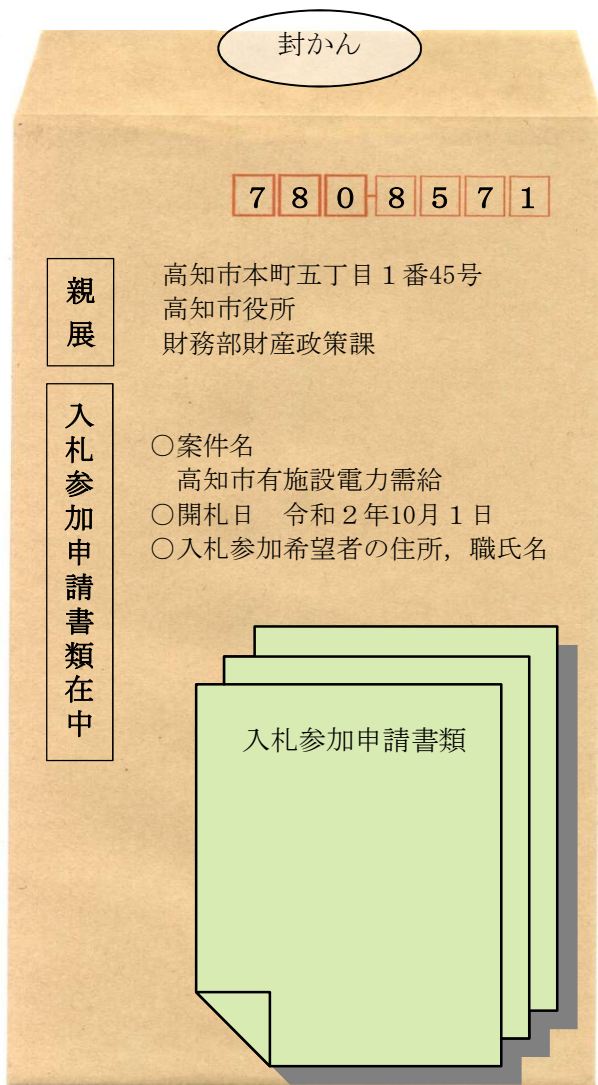
(※) 年金事務所発行のもの。

別表4 入札書類

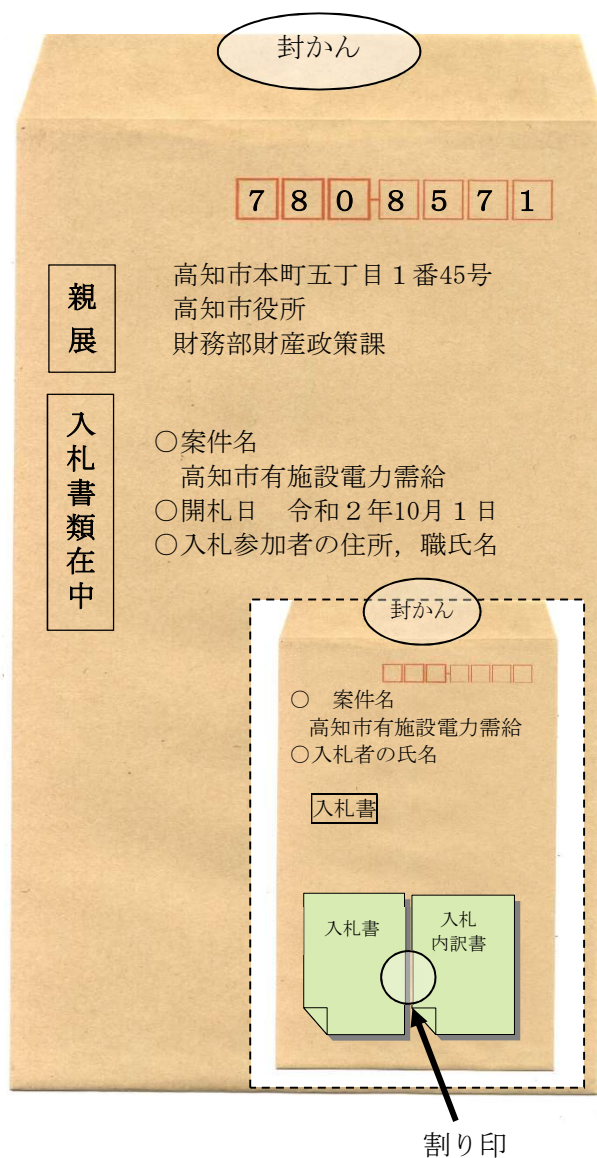
名称	作成要領
入札書	<p>入札書(様式第6号)に記載する金額は、基本料金単価及び電力量料金単価を根拠とし、仕様書に提示する予定契約電力及び予定使用電力量等に基づき算出した年間総額の110分の100(小数点以下第1位で切り上げる)に相当する金額とする。なお、この金額の算出根拠とする各種単価は、消費税及び地方消費税の額(免税事業者については消費税及び地方消費税相当額)を含むものとする。(燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない。)</p>
入札内訳書	<p>入札金額の算定基礎として、入札内訳書(様式第7号)(以下「内訳書」という。)を作成し、入札書に添付しなければならない。</p> <p>内訳書を作成する際には、以下の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各種単価は、消費税及び地方消費税の額(免税事業者については消費税及び地方消費税相当額)を含むこと。</li> <li>② 積算過程の各単価等については、1円未満の端数を含むことができる。</li> <li>③ 内訳書の基本料金(1)は、各月の力率を100%とし、力率割合係数を0.85(内訳書c欄)として積算すること。</li> <li>④ 内訳書の基本料金(1)及び電力量料金月額(2)は、計算後、小数点以下第3位を切り捨てること。</li> <li>⑤ 割引等がある場合は、内訳書d欄、g欄に記載し、積算資料を添付すること。積算資料の添付に替える場合、その他必要な場合は、内訳書を変更して作成することができる。</li> <li>⑥ 内訳書の電気料金月額(3)及び年間総額(4)は、1円未満の端数を切り捨てること。</li> <li>⑦ 内訳書の年間総額(4)の110分の100に相当する額を、入札書記入額(5)に記入すること。その場合、1円未満の端数を切り上げること。</li> <li>⑧ 入札書と内訳書には、入札書に押印する印鑑により割り印すること。</li> </ol>



別図1 入札参加申請書類封入封筒  
「開札日」は初度の開札日を記載すること。



別図2 入札書類封入封筒  
再入札の封筒については、再入札の開札日と「再入札書」の文字を記載すること。



### 高知市有施設電力需給日程一覧

令和2年 8月24日 (月)	公告
令和2年 8月31日 (月)	質疑書提出期限
令和2年 9月 4日 (金)	質疑回答期限
令和2年 9月11日 (金)	入札参加申請書類提出期限
令和2年 9月18日 (金)	入札参加資格通知期限
令和2年 9月30日 (水)	入札書類提出期限
令和2年10月 1日 (木)	開札
令和2年10月 7日 (水)	入札書類提出期限 (再入札の場合)
令和2年10月 8日 (木)	開札 (再入札の場合)
令和3年 1月 1日 (金)	供給開始
令和3年12月31日 (金)	供給終了

## 高知市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 この方針は、本市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

### (適用範囲)

第3条 この方針は、本市が行う電力調達契約に係る競争入札の全てに適用する。

### (環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

#### (1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

#### (2) 加点項目

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況

### (入札参加資格の要件)

第5条 前条に定める環境評価項目について、別紙「電力の調達契約に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）に示す配点により、算定した評価点の合計（以下「基準点」という。）が70点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

### (評価基準の設定)

第6条 前条における評価基準及び基準点は、毎年度見直しを検討する。

### (評価)

第7条 本市が行う環境に配慮した電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、評価基準により算定し、その評価点等を「電力調達契約に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書」（別記様式）（以下「評価項目報告書」という。）に記載し、指定された期日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、電気事業者から提出された評価項目報告書の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

3 市長は、判定の結果について、当該電気事業者に通知するものとする。

### (その他)

第8条 この方針により定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

## 電力の調達契約に係る評価基準

## &lt;評価基準表&gt;

基本項目	区分	得点
① 平成 30 年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出 係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上 0.625 未満	25
	0.625 以上 0.810 未満	20
	0.810 以上	0
	② 平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上
0%超 0.675%未満		5
活用していない		0
③ 平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組状況	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

<各用語の定義>

評価基準表における各用語の定義を次に示す。ただし、式中の記号の定義は次の表のとおりとする。

記号	定義
A	平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端(kWh))
B	平成 30 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))
C	平成 30 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
D	平成 30 年度の供給電力量 (需要端(kWh))

1 平成 30 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数

二酸化炭素排出係数とは、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものをいう。）をいう。

2 平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 30 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。未利用エネルギー活用状況は次の式により算定する。

$$\text{平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況(\%)} = A/D \times 100$$

(1) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。

ア 工場等の廃熱又は排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

ウ 高炉ガス又は副生ガス

(2) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(3) 平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(A)には他電気事業者への販売分は含まない。

(4) 平成 30 年度の供給電力量 (D) には他電気事業者への販売分は含まない。

3 平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギー導入状況は次の式により算定する。

平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況(%)= (B + C) / D × 100

- (1) 再生可能エネルギーとは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。
- (2) 平成 30 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (B + C) には他電気事業者への販売分は含まない。
- (3) 平成 30 年度の供給電力量 (D) には他電気事業者への販売分は含まない。

#### 4 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組状況について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、次のことが挙げられる。

- 電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供, 協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等が挙げられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。